

備考
<b>注意事項</b> 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。

宅地建物取引士証



氏名 米山 史帆  
(平成29年9月19日生)  
住所 神奈川県横浜市長区元大橋二丁目  
37番17号  
登録番号 (神奈川県) 第117828号  
登録年月日 平成30年1月10日

平成35年1月24日まで有効

神奈川県知事 黒岩 祐治



交付年月日 平成30年1月25日  
発行番号 第171409115号